慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	タキツスの観たる古代独逸
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.11 (1918. 11) ,p.1487(1)- 1499(13)
JaLC DOI	10.14991/001.19181101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

冬帽子は
登録商標
どなたの趣味にも調和すべく
あらゆる努力を盡しある
日本馬印!!
流行の焦点と
なされる
刺縫ソフト帽
到る處の帽子洋品店にて御愛求を
發賣元 [illegible]
吉安商店
SUPERIOR QUALITY
REGISTERED

三田學會雜誌 第十二卷第十一號

論說

タキツスの觀たる古代獨逸

占部百太郎

一

現今の英國人の重もなる要素たるアングロ・サクソン民族は、元來チュートン人種の一分派なれば、英國の文明殊に其憲法制度の根源は之を古代獨逸に遡て探求せざる可らざるや論を待たず。例へば、英國會は一二六五年シモン・ド・モントフォルトの召集せし會合に始まるとも、又は一二九五年のエドワード第一世の所謂『模範國

會に始まるとも稱せらるれども、是等の國會以前に當て、既にノルマン時代には『ノルマン國會』(Great Council) あり、其以前のアングロ・サクソン時代には『サクソン國會』(Witenagemot or Witan) ありたり。更らに遡れば、此サクソン國會は畢竟アングロ・サクソン民族が故國の獨逸よりブリテン島侵入と共に輸入したる制度に外ならず。惟り國會のみに止まらず、其他の憲法上の制度及び社會組織亦、彼等が獨逸より携へ來りて、其の新らしき鄉國に適用し、地位境遇の變化に順應して、之を加減(モヂフアイ)し之を進展せしめたるものなり。アングロ・サクソンが獨逸に在りしとき如何なる生活を營みしやを知るは、英國制度の素質を研究するに取て極めて緊要なる所以なり。

二

古代獨逸人の生活に關する知識の寶庫は、實にケーザル及びタキツスの著書に在り。ケーザルが其著書 De Bello Gallico に於て說く所と、タキツスの Germania の所述とは、兩書年代の相違を斟酌して比較すれば、大體に於て此の兩大歷史家の所說の符合するを見るを得べし。唯だケーザルは彼の時代の獨逸人を以て純然たる遊牧人種と做せども、百五拾年を隔てゝ出でたるタキツスの著書には、獨逸人が最早水草を追ふて遊牧することなく一處に定住したる民族なりと述ぶるに徵すれば、ケーザルは或は羅馬帝國と接觸したる獨逸人の一部分のみを觀て、爾かく判斷したるには非るか、タキツスの Germania は紀元九八年頃に出でたるものなるが、ケーザルの時より約一世紀半を經過したれば、此間に於て羅馬人の獨逸人に關する研究は大に進步したるのみならず、ケーザルの所述の稍〻茫漠として一般的なるに引き換へ、獨逸の社會を親しく目擊し、獨逸人に關して造詣深きタキツスの著書は縱令小冊子なりと雖、其中に含まれたる知識は悉く確實なる材料に據らざるはなし。タキツスは特殊の部落に就て特別に記述するを避け、全體として獨逸人に共通なる風俗、習慣、並びに制度をば、極めて簡單に綱要を說述せり。當時に於ける文明國の大歷史家が、劣等民族の生活狀態を實地觀察し、或は數度の戰爭に依て獲得せられたる確實なる材料に徵して記述したるものなれば、其價値の大なるや決して疑ふ可らず。モンテスキユーの如きは Germania を許して、凡ての事を知れる人が凡ての事を簡約(コンデンス)したる著述なりと稱揚せる程なり。左れば余は以下主としてタキツスの Germania に據て、古代獨逸人の生活の一般を極めて簡單に說述す

可し。

三

今の英國人の重もなる要素たるアングル人、サクソン人（後年混合してアングロ・サクソン民族と稱せらる）及びジュート人は、何れも羅馬人がゴール人より傳聞して獨逸人と呼びし一大民族の分派なり。German てふ言葉は多分ケルト人に起因せるものならむが、Shouter in battle の意義にして、以て獨逸人の好戰國民たるを察す可きなり。（註、獨逸人なる名稱は此民族の重もなる部分即ち現今獨逸に住する人種の名に限らるゝ事となりしかば、羅馬帝國と最も早く接觸せし獨逸人種の一分派に過ぎざりしチュートンてふ名稱をば、後年獨逸人種全體の名に代ふるに至れり。）

先づ一般生活の狀態より述べむに、元來獨逸人は豪健にて專ら戰爭と狩獵とを職業としたりき。隣邦を侵略するは不名譽の事とせられずして、寧ろ安逸享樂より生ずる墮落を防ぎ、且つは青年勇士を訓錬し、其懶惰を匡救する好個の學校とせられたり。獨逸人の間に家族或は共同禮拜より成る團體に對して、年々土地を分配し代へ、其牧場若くは耕作地を交替せしむる習慣ありしは、畢竟一定の場所に安居するときは、元氣を銷耗せしむる虞れありとの尙武の精神に因由すと云はる。隣邦との戰爭なく狩獵亦閑散なるとき、獨逸人は家居して飲酒と賭博とに耽り、農耕は、一切之を奴隸に任じて顧みざりき。婦女は貞操にして、男子も亦一人の妻を以て滿足し大に婦人を敬愛せり。タキツスが獨逸人の眞面目と其婦人の貞操とを美點なりとして稱揚せしは當時羅馬の風俗漸く頽敗して男女關係の淫靡なりしを慨して羅馬人を反省せしめむが爲、故ら之を稱揚せしものなりとも謂はるれど、兎に角文明の爛熟して男女關係の亂れし羅馬人の目には、獨逸人の此特質が特に强き印象を與へたるなる可し。hospitality も亦獨逸人の一美點にして、如何なる所用にて來る外客も、之を神聖視して、其危害を保護し、有ゆる家を開放して其歡待に力めたりき。苟くも待客の規則に戾る行爲あれば、聖物を瀆すものとせられたり。此の如き獨逸人の長處美點も、賭博と泥醉との爲、大に差引せられたり。殊に獨逸人の賭博を嗜むこと甚だしく、其の有ゆる財產を失ひ、遂には被服を剝がれ、結局奴隸の地位に墮落しても尙且悔ひざる者を出せし程なりき。

四

次に當時の社會組織を述べむに、タキツスの時代に於ては、上述の如く、獨逸人は既に一處に定住して、復た水草を追ふて遊牧するが如き事なかりき。彼等の主要食物はミルク、チース、及び肉類にして、牛羊等の家畜は隨て其の主要なる財産なりき。彼等は又小麥等の穀物を要せしも、既記の如く、農耕は奴隷の業務に屬せりき。

獨逸人は都市生活を好まずして、專ら村落に生活したり。社會の團結は強固なりしも、然も大小數百の部落に分れ、各部落互に荒地を隔てゝ他の社會と隔絶して生活を營みき。同一村落内にても、一家族は又他の家族と嚴重なる區劃を設けて屋敷を構へ、各自獨個の生活を營みたり。然し是等の各部落が他の民族等と戰爭する場合には、大なる團體に結合するの常なりき。

古代獨逸の社會には數多の階級ありたり。(一)國王　は貴族の中より人民に依て選擧せられたり。而して國王を置きし部落と然らざるとありしが、前者の場合に於ても、國王の權力は左ほど大ならざりき。戰時に於ける軍隊の統帥權は下に逃ぶるが如く國王に屬せず、又裁判の終審權は一部は僧侶(古代獨逸には專門の僧侶なく、諸神崇拜の禮式は俗人交代にて當りしとも云ふ)に在り、他の一部は部落會即ち民會にて行使せられたり。國王は人民の支配者たりしよりは寧ろ其統一の代表者と呼ぶ可き者なりき。タキツスは國王の制度を以て新たに發生したるものなりと稱すれども、這は恐らく太古家長制度の遺物なりしならむ。而して國王を置かざる部落即ち國家にては民會が主權者にして、其の任命にかゝる官吏の常設行政府ありたり。(註、現在の獨逸帝國憲法上、國家の主權がカイゼルに存せずして聯邦參議院に在るを注意せよ)。(二)貴族(nobiles)は世襲の尊號と、多分土地を多額に分配せらるゝ權利とを有せしも、政治上の權利は大ならざりき。嚴密に謂へば、國王も寧ろ此階級に屬す可きものなりとす。スタッブス僧正の説に據れば、貴族とは昔時の王若くは諸神の後裔、或は其部落の大恩人及び戰時の大將の子孫即ち世襲貴族(nobility by birth)を謂ひ、部落によりて王政を採用せしは、畢竟是等の貴族存在せしが爲なりと。(三)新貴族　以上世襲貴族の外に、軍人を主とする新貴族即ち nobility by service と稱す可き階級ありき。下に述ぶる邑長は其中心にして、漸次世襲貴族に代り、平時に於ては行政事務に鞅掌し、部落が他と戰爭する場合には、大

將（duces or war-leader）をば、此階級の中より選擧するの常なりき。此邑長と青年勇士（comites or warrior）との關係は實に獨逸の軍人氣質を發揮したるものなりき。多くは貴族の子弟たる是等の青年勇士は、各自部落中の勇武にして勳功ある邑長を選みて之に臣事し、武藝の訓錬を受くるの常なりき。邑長の方にても、可成多數の青年勇士に仕へらるゝを名譽としたり。青年勇士は平時には邑長の左右に奉仕し、之と食卓を共にし、戰時には其馬前に戰死するを以て名譽とし、若し大將戰死して、己れ生還することあれば此上もなき恥辱とせられたり。邑長と青年勇士とを連結したる利益關係は、戰爭に依て敵國より劫掠したる分捕物を邑長の手より是等の戰士に分配する事に在りき。邑長は勇士に一定の俸給を拂ふが如き事なく、是等の分捕品と飲食とが其の武勳に報る報酬なりしが故、飲食物は充分に供給したりと云ふ。是等の青年勇士は騎兵なりしが、此外邑の聯合したる所謂Hundredより百人組の歩兵を國軍に供給し、其他國王の召集せし軍隊も在りたり。邑長と青年勇士間の身上の關係は、後年封建制度の一要素を成せしを見る可し。此階級こそ取りも直さず、古代獨逸人社會の中堅たりしなり。（五）通常自由民（genui or simple freeman）は國家最上の特權を享受せざりしも、社會の重もなる基礎たる階級を成したり。彼等は有ゆる政權を授與せられ、毎年の土地分配に際しては一定の土地を配與せられ、之に伴ふ有ゆる權利を有したりき。是等の自由民は又、其利益の相關する民會其他の地方議會にも出席する權利を有し、且平常武器を佩びて其生命及び名譽を防衛するを許されたりき。而して彼等は單獨若くは近親の援助を得て、私鬪を行ふ事をも許され、又戰爭に參加せしは云ふ迄もなし。

以上政權を有せし諸階級の外、政權を有せざる階級二個ありき。（六）解放民（liberti or freedmen）とは羅馬の農奴（coloni）に相當する者にして、家屋及び財產を所有し、中には土地を所有せし者もありき。（七）純隷民（servi）此階級は二種に分たれたり。其一は單に穀物、家畜、衣類の幾分を其主人に納むる義務を負ひしも、各自の住宅を與へられ、故なく主人より鞭撻せられ、或は處刑せらるゝが如き事なかりき。此階級は恐らく戰爭に敗れて其土地を占領せられ、元來自己の所有たりし土地を奪はれて從屬的地位に擠されたるものならむ。他に負債償却の義務を怠り、若くは賭博に負けて奴隷に墮落したる者及び捕虜ありたり。是等は全然自由を有せず、賤

役に服せし純乎たる奴隷なりき。（註、以上の通常自由民は後年英國の『自由保有不動產保有者』(free-holder) に、又解放民は『公簿に依る不動產保有者』(copy-holder) に當るを注意せよ）。

五

最後に古代獨逸人の政治組織の單位は邑 (vicus or township) なり。荒地又は森林其他天然の境界に依て他の村落と區劃せられ、年々の土地交換も此境界內に於て行はるゝ小自治團にして mark の名ある所以なり。全部落會に於て選擧せられし邑長 (princeps or headman) 之を支配し、又、村落自由民より成る邑會 (mark-moat or village Council) ありき。是等數個の邑を合せたるものを州 (pagus, gau or province) と稱しき。州は後年英國の聯合邑 (hundred) に似て百人の戰士を國軍に供給する單位なりき。部落會に於て選擧せられたる長官之を支配し、他に州會ありて、裁判事務をも行へり。州の集合したるもの部落即ち國 (civitas or tribe) を成す。部落に國王を置きしものと、然らざるものとありし事は、既記の如く、而して部落の政治の中心は實に部落會に在りき。

六

部落會即ち民會 (tribal assembly or folk-moot) は一定の時即ち新月或は滿月の時に開かれ、凡べての自由民は武裝して之に出席せしが、勿論野天の會合にして、坐席の區別などあらざりき。宣戰及び講和の大問題は此會合に於て決定せられ、裁判事務及び國王或は酋長の選擧も亦此會議の題目たりき。會議の體裁は、僧侶先づ沈默を宣し、國王、邑長、或は年長、家格、武勳、雄辨等に依て、他をして傾聽せしむるに足る資格ある者討論を始め、其口調は命令的に非ずして寧ろ勸說的なりき。贊成の場合には槍と楯とを打鳴らし、反對は高き叫聲にて表明せられたりき。別に邑長等は一種の上院を組織して比較的小問題を決定し、且民會に提出せらる可き議題をも準備したりき。

タキツスの簡單なる記事は、草創時代に於けるチュートン民族の制度が、根本に於て民主的性質を帶びしことを示せり。敵國に圍まれたる武人の部落は、武勳に依て選擧せられ、併かも人民の意思に依り其權威を獲得したる首長に對し、擧國一致進むで忠勤を盡すに非ずむば、其部落の獨立を保持し、其狩獵地及び耕地を確保

すること難かりしなり。此の如くして衆議に依て部落即ち國家の政策を確立する事は、最初より立國上最も重要とせられたりき。尚ほ部落の裁判は陪審官列席の上、邑長之に當りしが、此陪審官は轉て後年の英國陪審制度（trial by jury）の基礎を成すに至れり。

七

之を要するに、古代獨逸の政治的制度は徹頭徹尾民主的性質を帶び、各政治團體には夫れ〳〵人民の會議あり、又國王より邑長に至る迄支配者は凡べて之を公選にて推擧したりしなり。此の如き制度はアングロ・サクソン民族に依て最も其特色發揮せられ、英國の國會が世界憲法政治の模範として推稱せらるゝ事は世間周知の如くなるが英國王の地位も事實ウインゾル家の世襲する所なれども、英國憲法の上より觀れば、今日尚ほ國會の選擧に依て即位せらるゝを原則とす。是れ即ち今日の英國人の祖先が獨逸の森林に集會して槍と楯とを打鳴らして酋長を推擧せし往昔の制度の遺習に非ずして何ぞや。惟り英國に於けるのみならず、獨逸に於ても神聖羅馬皇帝即ち獨逸王は選擧に依て即位するを原則とし、中世紀の中葉以後事實ハプスブルグ家の世襲に歸せしも、然も尚ほ歷代の皇帝何れも必ず七選擧侯の推選に待たざるを得ざりしなり。現今の獨逸帝國憲法が「カイゼル」を普魯士王家の世襲に歸せしめ、表面上、聯邦參議院に獨逸帝國の主權を與へながら、事の實際に於て「カイゼル」に獨裁專制權を掌握せしめたるは、寧ろ獨逸の歷史に徵して異例と謂はざる可らず。畢竟古來獨逸帝國邊疆の防禦に當りて殺伐蠻勇なる普魯士が獨逸を統一せし結果、本來民主的なりし獨逸聯邦をして世界第一の武斷專制國たらしめたる一時の變態に外ならざらむや。獨逸が晩近の敗北より生せし國內の動搖に鑑み、其帝國憲法を改革せざる可らざるに至りしは、今次大戰の影響に因るとは云へ、寧ろ本然の正路に復歸するものと稱す可きなり。（完）